

県 営 林 の 立 木 公 売 入 札 心 得 書

- 1 入札参加者は、公売公告及び本心得書を熟読のうえ入札してください。
- 2 入札参加者は、入札に関し、県の担当職員の指示に従ってください。
- 3 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出してください。
- 4 入札保証金を要する場合
見積もる金額（消費税相当額を含む額）の100分の5以上（円未満切上げ）を、
入札参加申請書提出後に送付する手書き納付書により、入札当日までに金融機関で
納付してください。
不落となった場合入札保証金は、後日指定口座へ還付しますので、入札保証金提
出書（添付書類：納付書領収書の写し）を入札当日持参・提出してください。
この入札保証金に利息は付さないものとします。
- 5 契約書の提出
落札の日から起算して10日以内に契約書を作成し、記名押印のうえ提出してくだ
さい。
- 6 代金の納付期限
落札決定後、県の定める期日までに一括で納付してください。
- 7 物件の引渡
代金の納付のあった日に引渡すものとします。
- 8 物件の搬出期限
物件の搬出期限は、契約締結の日から7年間とします（ただし、その理由が天災
その他やむを得ない理由によるものと県が認めた場合は、この限りでない）。
- 9 入札の方法
 - （1）一般競争入札（郵送による入札は認めない。）の方法により行います。
 - （2）入札は、入札者又はその代理人が入札書を所定の入札箱に投函して行います。
 - （3）入札者は、その事由のいかんにかかわらず提出した入札書を書換え、又は撤
回することはできません。
 - （4）代理人が入札する場合は、委任状を入札担当者に提出し、入札書に委任者の
住所及び氏名、その下に「代理人」の表示をして、その住所及び氏名を記入し
てください。
 - （5）入札者は他人の代理を兼ね、また代理人は2人以上の者の代理を兼ねること
はできません。
 - （6）入札書（代理人による入札書も含む）は押印を省略できます。この場合、入
札当日は本人確認を行うため、原則顔写真付きの身分証明書（運転免許証、
マイナンバーカード、パスポート、顔写真付き社員証等）をご持参ください。
押印を省略した場合、入札書の訂正又は文字の挿入は行わず、再作成してく

ださい。

- (7) 提出済の入札書は、その事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回をすることができません。

10 落札者の決定方法

県が定めた予定価格以上の最高価格の入札者を落札者とします。ただし、同価格の入札者が2人以上ある場合は、くじ引きで落札者を決定します。

11 再度入札

開札の結果、落札となるべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。再度入札は2回（初度入札を含め3回）まで行います。

12 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

- (1) 入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印）を欠く入札書。ただし、押印を省略した入札書にあっては、入札書を投かんした者の本人確認が行えなかった入札
- (2) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書
- (3) 入札の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札書、金額を絵取った入札及び不鮮明な入札書
- (4) 入札保証金を納付しているが、当該保証金が所定の額に達していない入札書
- (5) その他、入札の諸条件に違反した入札書

13 失格の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（入札保証金を免除された者を除く。）のした入札。
- (4) 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者のした入札
- (5) 所定の入札箱に投かんしない入札
- (6) 明らかに談合によると認められる入札

14 その他

- (1) 「地方自治法施行令」及び高知県契約規則の定めるところにより公売を実施します。
- (2) 入札担当者が入札を開始する旨の告知をするときまでに入札会場に到着していない者に対しては、入札を拒否する場合がありますので、入札時刻に遅れないように注意してください。